

(公 印 省 略)
高 第 2260 号 - 1
令 和 5 年 8 月 2 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 様
定期巡回サービス連携訪問看護ステーション等 管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業について（ご案内）

平素より介護保険制度の円滑な運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県では、中重度の要介護者高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、日中・夜間を通じ24時間、定期の巡回と利用者の求めによる随時の訪問サービスを提供する定期巡回・随時対応サービスの普及を促進するため、標記補助事業を実施しております。

このたび、令和5年度にかかる標記補助事業について募集を開始し、県ホームページに様式を掲載いたしましたので、お知らせいたします。貴事業所において実施を希望される場合は、下記によりホームページをご確認いただき、事業計画書をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

①目的

定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する事業者に対し、単独の訪問看護の介護報酬との差額の一定額を補助する制度を設けることにより、訪問看護ステーションの定期巡回・随時対応サービスへの事業参入を促進するとともに、同サービスの対象者への必要性に応じた訪問看護の利用拡大を図る。

②対象事業所

兵庫県内で定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する

- ・定期巡回・随時対応サービス事業所＜一体型事業所の場合＞
- ・訪問看護ステーション（みなしの訪問看護事業所を含む）＜連携型事業所の場合＞

③対象経費

定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の単価差の補正を図るための経費

④補助額

対象事業所が要介護3以上の利用者に対して一定回数以上の訪問看護サービスを行った場合、以下の助成単価に利用者数※及び利用月数を乗じた額に3/4を乗じて得た額

※但し、保険者が県内の利用者に限る。

区分	要介護3	区分	要介護4	区分	要介護5		
補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人	補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人		
	訪問回数 5回	11,000円/月・人		訪問回数 5回	11,000円/月・人		
	訪問回数 6回以上	19,000円/月・人		訪問回数 6回	19,000円/月・人		
			訪問回数 7回以上	27,000円/月・人	補助単価	訪問回数 5回	3,000円/月・人
						訪問回数 6回	11,000円/月・人
					訪問回数 7回	19,000円/月・人	
					訪問回数 8回以上	28,000円/月・人	

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに行った訪問看護サービスの提供を対象とする。

2 提出資料

事業計画書（別紙様式1）の正本、副本※を各1部

※ただし、利用者にかかる保険者が複数となる場合は、保険者の数だけ副本を用意してください。

提出する事業計画書の様式は、
 県ホームページ(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>) >分類から探す>健康・医療・福祉 >高齢者福祉 >介護保険・サービス >「定期巡回・随時対応型サービスに係る新規事業者の参入支援制度（事業者向け情報）」に掲載しています。

3 提出先

- ・ 正本は、定期巡回・随時対応サービス事業所を指定した市町介護保険担当課へ提出
- ・ 副本は、利用者にかかる保険者である市町介護保険担当課（利用者にかかる保険者が複数となる場合は、それぞれの保険者）へ提出

4 提出期限

令和5年9月4日（月）〆切

5 今後のスケジュール

提出、送付資料	日程(予定)
(県) 事業計画書の更新、再提出依頼	令和5年11月上旬
(事業所) // 提出〆切	// 11月下旬
(県) 交付申請書の提出依頼	// 12月中旬
(事業所) // 提出〆切	令和6年 1月上旬
(県) 交付決定書の送付 実績報告書の提出依頼	// 2月中旬
(事業所) 実績報告書の提出〆切	// 4月上旬
(県) 額の確定通知、 補助金の支払い	// 5月中

6 連絡・問い合わせ先

兵庫県福祉部高齢政策課介護基盤整備班
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 電話：078-341-7711（内線2945）
 担当：根来